

○山本委員長 それでは、時間ですので、第2回専門小委員会を始めさせていただきます。
本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

なお、本日は冒頭のみ、カメラ撮りを認めるということとしております。

前回の委員会におきまして、当委員会として諮問事項に関する現状や課題を丁寧に把握する観点から、まずは関係する省庁や地方公共団体の課題に対する認識や取組についてヒアリングを行うことといたしました。

本日の委員会では「国・都道府県・市町村間の役割分担」について、関係省庁及び有識者からヒアリングを行いたいと思います。本日のヒアリングの進め方ですが、まずは厚生労働省及び国土交通省から所管分野における地方公共団体の事務処理の現状と課題及び事務処理を持続可能なものとするための対応方策等について意見聴取を行い、その後、地方分権改革有識者会議の座長代理として、長年地方分権改革の取組に携わってこられました高橋滋法政大学教授から意見聴取を行うということといたします。

それでは、意見聴取に移ります。初めに厚生労働省、次に国土交通省にそれぞれ15分を目安に御説明いただき、その後、双方の御説明内容に対し、一括して40分程度の質疑応答・意見交換を行いたいと思います。

まず、御出席をいただきました皆様を御紹介いたします。

厚生労働省老健局総務課長、江口満様でございます。

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長、森下博之様でございます。

国土交通省水管理・国土保全局上下水道企画課長、岩川勝様でございます。

国土交通省道路局国道・技術課長、西川昌宏様でございます。

それでは、厚生労働省の江口様、よろしく願いいたします。

○江口総務課長 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました厚生労働省老健局総務課長の江口です。本日はこのような機会をいただきまして誠にありがとうございます。

私のほうからは、担当しております介護保険につきまして、現在の主な保険者業務、そして、介護保険制度における今後の主な課題という2つの観点からお話をさせていただければと思います。

3ページ、介護保険制度の仕組みです。御承知かと思いますが、簡単に触れさせていただきますと、一番下が被保険者として65歳以上の方は第1号被保険者、この第1号被保険者の方がメインの利用者になりますが、保険制度としての保険者は市町村ということになっております。保険給付そのものは現物給付ということで、介護サービス事業者が提供する形になっておりますので、右側にサービス事業者という形で位置づけられております。

4ページ、介護保険の保険者は市町村ですが、現在1,741ある市町村のうち、単独で保険者運営を行っている市町村は1,534ということになります。残りの207の市町村が広域連合、または一部事務組合という形で39の保険者を構成しているという状況でして、規模が小さい町や村の割合が高いという状況であります。

5 ページ、介護保険については3年間で1期の計画として策定し、運営する、これを繰り返していくという形になっております。真ん中ほどですけれども、保険者である市町村が事業計画を策定することになっております。一番下ですけれども、都道府県は支援計画を策定し、そして、一番上になりますけれども、国はこれらのための基本指針を策定するという形になっております。

真ん中ほどの市町村の事業計画につきましては、記載事項が幾つかありますけれども、その中でも、3年間のサービス量の見込みを立てた上で、それを賄うため、自ら3年間の保険料額を設定するということが要素としては一番大きいと考えております。

6 ページ、被保険者の方が介護保険のサービスを使うためには、要介護の認定を受ける必要がございます。この要介護認定については、被保険者の方が保険者である市町村に申請して要介護認定を受けるという仕組みになっております。この要介護認定については一次判定と二次判定に分かれています。

一次判定については市町村の認定調査員が現地に赴いて、利用を希望される方の心身の状況を調査する。そして、主治医の方に介護保険利用に当たっての意見書を求めた上で、これらを踏まえてコンピューターが一次判定を行う仕組みになっております。

二次判定は、この一次判定結果を基に、保険者ごとに学識経験者から構成される介護認定審査会が行い、その判断をもって最終的な要介護認定に至るという流れであります。この二次判定で介護認定審査会が関わる形になっているわけですけれども、学識経験者の確保が必要だということで、小規模の自治体ですとその確保が困難という話もあります。この資料の一番下に※で書いておりますけれども、この介護認定審査会を共同で設置する自治体については1,000を超えているという状況であります。

7 ページ、介護保険制度の運営に当たって、実際にサービスを提供する施設・事業者に対する指導・監査も行っているわけですけれども、その仕組みを1枚紙にまとめたものになります。

施設・事業者に対する指導・監査については、実際に施設・事業者を指定する指定権者という立場から行うものと、保険者である市町村が保険者の立場から行うものに分かれておりまして、都道府県は指定権者という立場から行います。市町村は保険者という立場と、市町村内を業務範囲とする地域密着型サービスという種類がございますが、この地域密着型サービスについての指定権限は市町村が持っておりますので、地域密着型サービスの指定権者という立場からも指導・監査を行うという形になっております。

ただ、規模が小さい市町村になりますと、実際に体制の確保ですとか、事業者の数もそれほど多くないため、指導・監査のノウハウの蓄積が難しいという課題がございます。

次のページ、そういったことも踏まえまして、今年度の調査研究事業で小規模自治体における指導・監査業務の先進事例を調査して、左側のところですがけれども、実際に事例として広域連携で効率的に行っている自治体、それから、右側はICTの活用で事業者との間での事務の効率化、また、コミュニケーションを密に取れるような工夫もしているという

自治体の事例があります。こういったことも横展開していきたいと考えています。

それから、令和8年度の調査研究においても都道府県が管内の市町村に対して行う実践的な運営指導に向けた支援の在り方などについて整理をし、こういったものについても活用していきたいと思っております。

また、次の介護保険の事業計画の策定に当たり、国のほうでは基本指針を定めていくという作業が今後ありますけれども、この国の基本指針の中でも、指導・監査について都道府県による支援ですとか、市町村間の連携についても新たに記載をしたいと考えております。

9ページ、介護情報基盤の関係になります。被保険者の情報について、保険者である市町村だけでなく、実際に介護サービスを提供している事業者、それから、ケアプランをつくるケアマネ事業所や医療機関、こういったところと共有しながら運営をしていくという形になるわけですが、現状、この情報共有は紙ベースで行われておりまして、これが非常に非効率で、関係者の負担になっているという話がございます。

これを何とか効率的に行うために、今後、介護情報基盤を構築するということで考えております。3年前の介護保険制度改正において、介護情報基盤を構築するための改正を行いました。これを実際にスタートさせるためには大規模なシステム改修等の準備が必要ですので、現在、準備に向けて作業を進めている状況でして、今のところ令和10年4月から本格運用するというように考えています。

この介護情報基盤が構築されたイメージ図が右側にありますけれども、このことによつて、現在、紙ベースで情報共有が行われているものが電子での情報共有が可能となりまして、業務の効率化、関係者の負担軽減、それから、協議の迅速化といったことが図られると考えております。加えまして、これによって事業所間や、多職種間の連携も強化されますので、本人の状態に合った適切なケアの提供ですとか、介護サービスの質の向上も図られるということで考えております。

10ページ、この介護情報基盤を活用することによるメリットを関係者ごとに整理したイメージ図でして、上から2つ目の保険者（市町村）の青枠のところを見ていただきますと、電話や窓口での要介護認定申請の進捗状況の確認対応を現在市町村で行っています。このほか、ケアマネ事業所から市町村への、ケアプラン作成に当たって必要な今の要介護認定の状況に対する問い合わせについて、窓口や郵送での対応が求められておりますが、こういったものが不要になって、業務負担の軽減や印刷・郵送コストの削減といったことが可能になります。あと、主治医の意見書は郵送ベースでやり取りされておりますけれども、これも電子でのやり取りが可能になりますので、事務の迅速化ですとか、文書管理コストの削減が可能になると考えております。

次に、2つ目の介護保険制度における今後の主な課題について、その対応の方向性も含めて現在の考えを少し述べさせていただければと思います。

12ページ、介護保険制度を取り巻く状況についてですが、2040年に向けて人口構造が

大きく変化をしていくというのが左側のグラフになります。2025年と2040年を比べまして、特に大きな特徴が、真ん中の薄い緑のところは15歳から64歳の生産年齢人口ですけれども、これが大幅に減少していくという話、あとは65歳以上、全体で見ると微増していくという形なのですけれども、これを年齢階級別に分けた場合、一番上の85歳以上が40%を超えて急増していくのが特徴的な状況になります。この85歳以上の高齢者については、介護だけでなく医療のニーズも高くなるということで、医療と介護の複合ニーズを持たれる方が増えていくというのが、インパクトとしては大きいと考えております。

13ページ、今の話の関連ですけれども、左側が要介護認定を受けている方の割合、65歳以上の1号被保険者全体で見ると、それが緑のラインで20%弱なのですが、85歳以上に限定すると58%を超えるという状況です。こういった方が今後急増していくことになります。

14ページ、今度は人口減少の地域差になりますけれども、2015年をベースに2050年までに約3割の市町村で人口が半数未満になるという推計でして、特にその市町村は中山間地域に多いというのが、この右側の日本地図を見ていただくと分かります。

併せて、次の15ページと16ページが介護サービスを利用される方の変化です。左側の日本地図を見ていただきますと、赤のところは既に2024年以前にピークを迎えているところでして、全体の約2割の保険者が既に介護需要はもうピークを超えている。それを町村部に限ると3割になるという状況であります。15ページが在宅サービス、16ページが施設サービスということになります。

介護保険制度は先ほど申し上げたとおり、3年ごとに市町村が事業計画を策定することになっていますが、これに合わせて制度改正や報酬改定も3年ごとに行っております。現在、令和6年度から8年度の第9期計画が動いており、次の10期計画が令和9年度からスタートいたします。これに向けて現在、制度改正の議論を行っているところです。ここでの最大の課題の一つが、人口減少や高齢化のスピードに大きな地域差がある中で、中山間・人口減少地域でいかにして介護サービスを維持・確保していくかということになります。約1年、審議会制度改正の議論を重ねまして、昨年末に審議会としての意見書を取りまとめていただきました。それが17ページから19ページにかけての概要の資料になります。

現在、これを踏まえて、開会中の国会に所要の法案を提出すべく、最終調整を行っている状況でございます。この審議会の意見書の中で、市町村や都道府県の役割分担に関連する大きく3つのテーマについて、簡単にお話しさせていただこうと思います。

1つ目が、中山間・人口減少地域での介護サービスの維持・確保の関係になります。

20ページ、これまで介護保険制度は全国統一的な対応が基本でしたけれども、今後は人口減少・高齢化のスピードの地域差が大きいことを踏まえて対応していく必要があるということで、全国を大きく中山間・人口減少地域、そして、大都市部、それら以外の一般市等と大きく3つに分類しながら対応策を検討する必要があると考えています。特に中山

間・人口減少地域では柔軟な対応ができる枠組みを創設することが必要だと考えています。そのためにも、それがどこに適用されるのかといった地域の特定が必要だと考えております。

地域の特定に当たっては、既存の仕組みとして介護報酬上の特別地域加算や、離島等相当サービスといったものがありまして、これらの対象地域を基本としながら、高齢者人口などの要素も含めて国のほうで一定の基準を示した上で、実際の対象地域の特定は計画を策定するプロセスの中で、都道府県が市町村の意向を確認しながら決定することとしてはどうかと考えております。

2つ目が、介護人材の確保になります。21ページ、現在、この人材確保の関係では公的機関も含めて様々な関係者が関わってそれぞれ取組を実施しているところであります。これらの地域における関係者が横でつながって、地域の実情を共有・分析しながら課題を認識して、それぞれの役割や機能を果たしながら課題解決に向けた実践的な取組を行っていくことが必要だと考えています。そのためには広域的な対応が必要だと考えていまして、都道府県が設置主体となって人材の確保に関するプラットフォームを構築してはどうかと考えております。これは介護にとどまらず福祉分野共通の取組として考えていまして、22ページがそのプラットフォームのイメージになります。

21ページに戻っていただきまして、下の半分のところですけれども、人材確保と生産性向上や職場環境改善は表裏一体の関係だと考えています。介護分野では、これまでも生産性向上に力を入れて取り組んできましたが、3年前の制度改正では生産性向上に資する取組を都道府県の努力義務とした上で、各都道府県に介護生産性向上総合相談センターの設置を進めてきたところです。資料でいうと23ページになります。こういった総合センターの全都道府県での設置を進めていまして、今年度までに45の都道府県で設置が終わっております。

今回、この介護分野において、生産性向上に加えて職場環境改善や経営改善も射程に加えた上で、これに関する取組を国と都道府県の責務として位置づけた上で、機能強化を図りたいと考えています。そして、都道府県には、具体的には地域の中で関係者を横でつないでそれぞれの役割や機能を果たしていけるよう、コーディネーターの役割をお願いできないかと考えております。

3つ目が医療・介護連携になります。24ページ、先ほど申し上げましたとおり、2040年に向けて85歳以上の高齢者が急増することを考えますと、これまで以上に医療・介護連携が重要だと考えています。

また、医療側の動きといたしまして、新たな地域医療構想を策定するという動きがございます。昨年12月に医療法の一部改正法案が成立いたしました。これまでの地域医療構想は基本的には入院の機能分化を図っていくというのが目的でしたけれども、新たな地域医療構想では入院だけではなくて外来・在宅医療、そして、介護との連携も含めて地域の医療提供体制全体の構想を都道府県が策定をしていくことになります。これから都道府

県が策定を始めるという段階です。

このような医療側の動きに、受け皿である介護も対応していく必要があるということもあります。現状、介護は市町村、それから、医療は都道府県が主体となっていて、それぞれの計画の対象範囲も市町村単位、そして、圏域単位とずれが生じております。

25ページ、右側が介護保険の計画で、左側が地域医療の計画ということになります。現場で医療・介護連携の取組につなげていくためには、まずはこのずれを解消するところから始める必要がございます、医療・介護総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場を二次医療圏単位で設置することになっていきますので、まずはこの協議の場を活用するところから始めつつ、さらに今後は介護も市町村単位よりもう少し広い圏域単位で議論する場を設けていくなどの対応が必要であり、これは都道府県が主体となってやってもらう必要があると考えております。

以上申し上げたとおり、現状の課題に対応していくために、介護保険制度改正を行うわけですけれども、その中では、保険者としての市町村の取組はもちろんのことですが、広域的な観点からこれまで以上に都道府県に積極的な役割を期待したいと考えているところでございます。

私のほうからは以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省の皆様からお願いします。

○森下公共事業企画調整課長 公共事業企画調整課長の森下でございます。本日は3名で参っています。まず、私のほうからインフラ全般に横断的に取り組んでおります件として、課題から取組の事例として、後ほど御紹介しますが群マネという取組を御紹介させていただいて、その後、各分野の事例として、上下水道分野と道路分野から御説明をさせていただきます。

1 ページ、まず、全般的な課題認識でございますが、基本的に技術者が市町村さんにはないことを非常に大きな課題として捉えています。

左の赤い点線のグラフを見ていただきますと、土木部門の職員の方々の人数がピーク時から3割弱減っているということでございます。これは総職員、土木以外の方々も含めて減少しているのですが、土木については底を打ってからずっと横ばいで回復基調もないということで非常に厳しいです。

さらに右の円グラフを見ていただきますと、市区町村において、土木技師とか建築技師という技術系職員の方々がいらっしゃるかどうかということで、0人の自治体が4分の1もあるということです。5人以下ということで見ても半分ということで非常に厳しい状況にあるということが大きな問題意識です。

2 ページ、予算の関係で、土木関係の予算は厳しい状況が続いております。市区町村の土木費はピーク時から6割程度の6.5兆円ぐらいで推移しておりまして、インフラの管理をしていく予算も非常に厳しい状況にあります。一方で、予算を執行していく必要もあり

ますので、先ほど申し上げましたが体制面で厳しい状況にもあるということで、予算と執行の両面で厳しいということでございます。

3 ページ、国土交通省が所管しておりますインフラの分野別に管理者は誰かということ整理したグラフです。

一番左の青色が国、我々直轄の管理でございます。市区町村が一番右側のピンク色のところを見ていただきますと、分野によってばらつきがございますが、例えば道路の橋梁や上下水道、都市公園、公営住宅といったところはほぼ市区町村の管理が多いということで、非常に膨大な数のインフラの管理を市区町村が担っておられるという実態でございます。

4 ページ、インフラ全般について我々は色々議論を進めておりまして、大きなきっかけとなりましたのは笹子トンネルの天井板崩落事故です。この事故の直前、実は多くのインフラが1960年から70年に整備されていますので、50年ぐらいたってきて不具合が色々出てくるということでメンテナンスの議論をスタートしたばかりだったのですけれども、その直後にトンネルの事故が発生して、それを受けてさらに加速して様々な取組を進めてきておりました。

大きな取組の柱としては、長寿命化基本計画とか行動計画と書いていますけれども、各市町村においても、インフラをいつどのように修繕していくかということをしっかり計画を立ててやっていただくということと、その計画を立ててやっていただくときに予防保全という、傷が浅いうちに修理をしたほうがトータルコストは安くなるので、傷が深くなるまで放っておかないで浅いうちにやってくださいと、転換していこうということを進めてきておりました。

4 ページの左の箱の下の3つ目ぐらいから、今度は先ほどの技術者不足とかいう課題がどんどん浮き彫りになってまいりまして、後ほど御紹介する地域インフラ群再生戦略マネジメントという、自治体が境界を越えてまとまってやっていく必要があるのではないかというような提言を出ささせていただき進めております。

後ほど御紹介もありますが、八潮での事故が今年の1月にございました。それを受けて有識者のほうで提言をいただいたのが信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換ということで、今までやってきた計画的にやりましょう、予防保全に向けてやりましょうだけではない新たな視点をいただいたという状況です。

5 ページ、先ほどの下水道の有識者委員会の提言を受けまして、5つの道すじを左の真ん中ぐらいにまとめています。

インフラのマネジメントに向けて、しっかりと徹底的に見える化をしていかないといけない。これは管理者が状態に見える化するという話と、市民の皆様に状態をしっかりと理解していただくという見える化、2つの見える化が必要だということ。

あと、計画的にやっていくということで、全てのインフラを一律的にやってきたのですが、点検をしてみるとかはメリハリが必要なのではないかという議論が新たに起こっています。

そして、現場を支えていく方々、担い手が少なくなっているということで、現場にもっと光を当てていくべきだとか、マネジメントするときに、つくる側と管理する側が分断していてうまくいかないということで統合的にやっていかなければいけないのではないかとか、こういう動きをもっともっとモーメンタムとして引き起こしていくべきではないか、インフラの管理が必要だということ、こういった議論をいただきました。

右下に赤い字で書いていますけれども、現在、こういった提言を受けまして、審議会のインフラマネジメント戦略小委員会を新たに立ち上げまして、この1月から議論をスタートしたばかりでございます。先ほどの5つの道すじを深掘りしていきたいということです。

それから、取組事例を一つ御紹介いたします。群マネということで、自治体が垣根を越えてやっていく広域連携の話と道路や河川、公園など、それぞれの分野を越えてやっていこうという多分野連携という大きな2つの取組を進めていこうということで、伊藤委員にも入っていただいていますけれども、有識者の方々の検討会も含めてこういう取組を進めております。

右の群マネの手引書というのを昨年10月に初めてつくりまして、自治体の皆様にも配付させていただいて色々御説明をして、先行事例の御紹介とか、取組のノウハウとか、そういったところを御紹介しております。

時間の関係で省略いたしますが、7～8ページに広域連携ですとか多分野連携という先行事例の紹介をしております、こういったものを自治体の皆様に知っていただいて、是非群マネに取り組んでいただきたいという後押しをしているところでございます。

9ページ、新技術ということで、メンテナンスを効率的にやっていく新技術の活用も市区町村ではまだまだ使われていませんので、こういったものを支援する取組を進めておりましたり、最後の10ページ、新技術も含めて群マネみたいにもっと束になってやっていく取組を広げていこうということで、群マネを実施するアドバイザーの方々を束にしたり、研修とか視察を束にしたり、新技術を束にしたりということで、色々束にしてやっていこうと方向性で議論が進んでいる状況でございます。

全体的なお話は以上でございます。

○岩川上下水道企画課長 続きます、上下水道分野の取組について説明いたします。

12ページ、まず、水道事業の主な分類についてです。水道事業は水道法において市町村が経営することを原則としておりますが、都道府県が水道事業者へ水供給を行う水道用水供給事業を実施することが可能となっております。また、市町村の同意を得まして、都道府県が水道事業を実施することも可能となっております、現在、東京都、千葉県、神奈川県、長野県の5都県で水道事業を実施しております。

また、給水人口が101人以上5,000人以下の簡易水道事業は経営基盤が脆弱であることが多く、これまで平成の大合併等を通じまして水道事業への統合や簡易水道事業同士の統合を進めてきたところであります。

13ページ、下水道事業の主な部分について、一般的な下水道の管理設置は下水道法に

において市町村が公共下水道として事業を実施することを原則としております。2以上の市町村にまたがる幹線的な下水道については、都道府県事業の流域下水道とされており、現在、42都道府県において実施されています。

次のページ、上下水道の課題と広域連携の必要性となります。上下水道に携わる職員数はピーク時と比べて約4割減少しております。特に対象人口5万人規模以下の事業体では平均職員数が十数名以下で運営を余儀なくされているといった状況でございます。

また、高度経済成長期に整備された施設が老朽化しておりまして、耐用年数を超えた管路の割合が年々上昇しているところです。また、耐震化の面でも、重要施設に接続する水道・下水道管路の双方が耐震化されている割合は約9%にとどまっております。また、人口減少による需要の減少といった課題も抱えているところです。

経営面におきましても、小規模事業者ほど料金回収率が低い状況でありまして、計画的な更新のために必要な資金を十分に確保できていない事業者も多くなっています。このため、中小規模の事業体を中心にこれらの課題が顕著となっており、広域連携等によって上下水道の基盤強化を推進していくことが必要となっております。

15ページ、水道法と下水道法における広域連携に関する規定についてでございます。水道法においては、目的に水道の基盤の強化が位置づけられ、基盤強化のために国の基本方針を策定し、都道府県が水道事業者間の連携について計画策定するといった枠組みが既にご覧いただけます。下水道法につきましては、広域連携そのものは制度として可能となっておりますが、これを促進するための枠組みは現行制度で不十分な点がございまして、これについて現在制度的な検討を行っております。

次のページ、国土交通省に設置された上下水道政策の基本的なあり方検討会の第2次とりまとめでございます。このとりまとめにおきましては、広域連携として目指すべき姿として、複数自治体による事業運営の一体化といたしまして(1)の①で都道府県による協議会の設置、広域連携推進のための計画策定、それから、②で現行制度では都道府県に管理権限がない公共下水道を広域連携の枠組みに基づき都道府県が管理できる特例や、災害時の都道府県による復旧代行、それから、大都市等が近隣の市町村の維持・修繕や改築の権限を代行する制度の創設、こういったことについて御提言をいただいたところでありまして、現在、国土交通省において法案提出に向けて所要の検討を行っているところでございます。

17ページ、複数自治体による事業運営の一体化について、左にございますが、広域連携についてはピラミッドの下段の災害時の応援体制の構築、資材の共同調達、こういった緩やかなものから、施設の共同化、管理の一体化といったものから、一部事務組合の設置等による経営の一体化、料金や会計の統合を含む事業統合まで4段階に分けております。うち経営の一体化と事業統合を事業運営の一体化として我々としては位置づけるところでございます。最終的には事業統合することが望ましいところでありますけれども、地域の実情に応じて段階的に進めていただきたいと我々としては考えているところでございます。

最後に広域連携の実例について紹介いたします。

18ページ、香川県において、用水供給事業と8市8町の水道事業を統合いたしまして県内1水道とする取組です。統合しなかった場合と比較して、大幅な事業費の削減を見込んでいるところでございます。

19ページ、秋田県において、3市3町1組合の汚泥処理を流域下水道の処理施設において一括で行うことによりましてコスト削減を実現しております。

20ページ、地方共同法人である日本下水道事業団において、各自治体単位では頻度が多くない大規模工事の建設を代行しております。国内の下水処理場の約7割に相当する部分についてこれまで関わってきているところでございます。自治体の職員数が減少している状況におきまして、日本下水道事業団の果たす役割も引き続き重要であると考えているところでございます。

以上、上下水道分野の取組状況についての説明となります。よろしく願いいたします。○西川国道・技術課長 引き続きまして、道路分野での取組内容について御紹介させていただきます。

22ページ、道路施設の中で、代表例といたしまして橋梁の状況について御紹介させていただきます。下のグラフが建設年数の傾向でございまして、これを御覧になっていただければお分かりになるかと思えますけれども、50年後を一つの目安として、割合を見ますと10年後には50年以上経過した橋梁が65%に急増していくという傾向がございまして。先ほどの4ページでもメンテナンスのこれまでの取組の経緯の御紹介がございましたけれども、そこにありましてとおり、笹子トンネルの事故を受けまして、2013年の道路法改正で5年に1回の近接目視による点検が位置づけられているところでございまして、2014年から5年に1回の点検を実施しているところでございます。

23ページ、これも3ページ目にございましたけれども、我が国の中には橋梁が全体で73万橋ございます。そのうち地方公共団体が管理する橋梁は全体の9割以上を占めているような状況でございまして。

24ページ、先ほどもお話がありましたけれども、予防保全での老朽化対策というのを目指しているところでございますが、現時点での地方公共団体の状況をここにお示しさせていただきます。現在、5年に1回の点検がようやく3巡目まで入ったところでございますけれども、3巡目まで至った状況での修繕の措置状況について、左の下のグラフにお示ししているところでございます。地方公共団体が管理している橋梁につきましては、現時点で修繕が必要な橋梁数として約37,000橋の対応がまだ完了していない状況でございます。

これにつきまして、現在の予算水準でどういう状況になるかというところでございますが、それが右側でございます。我々は点検のときに判定区分Ⅲ・Ⅳと診断されたものについては措置が必要だというところでございますが、現在の予算水準では年間に7,000橋ぐらゐの対応が行われているところでございます。1年たちますと、また新たに点検結果と

して措置が必要なものとして5,000橋増えてきているような傾向がございまして、相殺して年間で対応が必要な橋梁数が2,000橋程度減少しているということでございます。

現在、約37,000橋ございますので、この予算水準でいきますと、予防保全への移行には約20年間かかるというような状況でございまして、これのスピードアップが大きな課題と捉えているところでございます。

25ページ、地方公共団体が管理している道路施設に対しまして個別補助制度で支援をしているところでございます。橋梁、トンネル、それから、大規模な道路附属物を対象に修繕、更新、撤去に関する補助制度を創設してございます。特に新技術を活用したり、先ほど御紹介がございましたけれども、いわゆる地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）、それから、包括的民間委託等で実施している事業を特に優先的に支援しながら、各地方公共団体のメンテナンスの取組を補助で支援しているところでございます。

26ページ、さらに予算だけではなくて技術的な支援として、各県別に道路メンテナンス会議ということで、国、県、市町村、高速道路会社のメンテナンスに関する担当者が一堂に会する会議を設置いたしまして、そういう場を通じまして研修の実施等を行っております。さらに様々な技術相談、情報共有を行っているところでございます。

さらに右下にございますように、地域ブロックごとに、既に6か所設置してございますけれども、国のほうで道路メンテナンスセンターを設置いたしまして、技術的に難しいところについては技術指導・研修等をフォローしてございます。また、特に緊急的な対応が必要で高度技術が必要なものについては、国による直轄診断、修繕代行ができるような制度も設けて取り組んでいるところでございます。

27ページ、これまで御紹介したように、5年に1回の定期点検を行っているところでございますけれども、そういう定期点検で得られたデータにつきましては、データベース化して損傷マップとして皆様に見えるような形でデータベースを公表しているところでございます。

最後に28ページ、先ほど群マネということで御紹介がございましたけれども、道路分野の中で、各道路管理者間の連携を深めるということで、連携協力道路制度というのを設けてございます。昨年の4月に道路法を改正いたしまして10月から施行してございます。

各道路管理者が連携して色々な維持管理、修繕等を進めても、本来管理者に、例えば足場の占用だとか、巡回での落下物の処理等々について、ある代表の市町村に管理委託しても権限が移譲されてございませんと、本来道路管理者の意思決定が必要ということで手間が増えるところでございますけれども、この連携協力制度を使っていただければ、事前に決めたルールにのっとって、その内容については、ある道路管理者が代理で行うことができるという仕組みでございます。これが法施行されてございますので、しっかりと取組が進むように現在ガイドラインを作成してございまして、今月中にはそのガイドラインも公表させていただきたいと思っております。その後、ガイドラインを周知いたしまして、こういう取組が前に進むように支援していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ただいまの御説明に対する御質問・御意見等がございましたらお願いしたいと思います。めどとしては35分間ぐらいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 御説明ありがとうございます。厚生労働省に2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、要介護認定の制度と介護情報基盤の関係についてです。先ほどの御説明にありましたとおり、介護情報基盤が整備されると例えば主治医の意見が郵送から電子的な送付に変わりますとか、要介護認定をめぐる色々な情報が紙ベースから情報ベースになるということで、非常に効率化するというので、これ自体は非常に有意義な取組だと思います。

ただ、特に小規模な市町村にとって、要介護認定を行うこと自体がかなり負担になってきている。それは調査員が調査を行うとか、あるいは主治医を探すとか、介護認定審査会自体を立ち上げるということ自体、非常に人的リソースが不足していて負担になっているところがあるとも伺っています。

介護情報基盤を活用して、例えば将来的に要介護認定の仕組みをよりデジタル化というか、効率化するとか、あるいは審査会を共同設置している例もあるわけですがけれども、情報ベースでやればもっと広域化できるかとか、その点について何か見通しがあれば教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、20ページのところで今後の見直しに関して、中山間・人口減少地域について新たな柔軟化の枠組みを設けるという記述がございますけれども、柔軟化というのは具体的にどういうことを指しているのかということについて教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

さらにあれば、もう少しいただいてからお答えをいただこうかと思いますがほかに何かございますか。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員 私も厚生労働省の御説明に関して、1点お伺いしたいと思います。

こちらは分野横断的になってしまうので今日御回答いただけるかどうか分からないのですが、資料の7ページ以下で、介護保険制度の指導・監査業務に関する先進事例で、色々と人材不足を手当していくというような取組のご紹介がありました。指導・監査業務については社会保障領域においてほかの分野でも必要な話でありまして、そちらにおいても人員不足などが非常に深刻な問題になっていると聞いております。

こういった先進事例は分野横断的に似たような工夫が必要になっているのではないかと思いますので、その辺りの取組があるかどうか、お伺いできればと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

いずれも厚生労働省さんに対する御質問でしたけれども、それでは、お答えいただけませんでしょうか。

○江口総務課長 御質問ありがとうございます。

まず、伊藤委員から御質問のあった2点についてお答え申し上げます。

要介護認定の仕組みと介護情報基盤の関係ですけれども、委員もおっしゃったように、まずは情報のやり取りが電子的にできることによって、申請があってから認定されるまでの期間の迅速化が図られて、これは利用者にとって大きなメリットと考えております。

一方で、審査を行う市町村側の負担軽減というところになりますと、先ほどの説明の中でも触れさせていただきましたとおり、紙ベースが電子的に対応可能になるというところが一番大きいという話でして、あとは認定審査そのものをもう少し効率化できないのかという御指摘だと受け止めました。

認定審査にあたって、調査そのものは御本人の心身がどのような状況かというのを実際に会って確認する作業であり、どうしても必要な部分になります。認定調査員の確保が自治体にとってなかなか難しいところをいかに確保していくかという工夫は当然今もやっておりますし、今後もそこは追求していくべきだと考えておりますが、なかなか実際の調査そのものをなくすというところまでは、現時点で難しいのかなと思っております。

あと、認定審査会の開催の工夫というところでも、基本的には事前に資料を送付した上で、オンラインで開催するというような方法もかなり今進んできております。ただ、その工夫の仕方が十分に横に広がっているかというところについては、まだまだ課題があると思しますので、今の御指摘も踏まえて効率的にできるようなやり方というのは、今後も横展開という取組を進めていきたいと考えております。

もう1点の御質問の中山間・人口減少地域での今後のサービス提供に当たっての様々な柔軟化の取組というところについては、詳細はこれから議論するところですが、制度的な対応として幾つか考えているところを御紹介させていただきます。

一つは、事業者が介護保険の指定を受けるときは、そのサービスごとに指定基準というのがございまして、その中で人員の配置基準というのがございます。高齢者が減っている地域では、当然ながらサービスの担い手の人材不足というところもありますので、そういった点で人員配置基準を満たすこともなかなか難しいという課題があり、これを満たせないと、サービスを提供できないという話になりますので、一つは人員配置基準の弾力化を考えていくということです。

一方、審議会で議論した際に、一つは、人が少なくなるとサービスの質の確保がなかなか難しくなるという話と、残された職員に負担が偏って人材不足に拍車をかけるのではないかと、こういった指摘がございました。

こういった指摘も踏まえて、今、我々のほうで考えているのは、直接現場で介護を担う

介護職員の配置基準は基本的には変えない。一方で、常勤専従を要件としている管理者ですとか、専門職といった方々について、例えば他の事業所との兼務を認めるとか、こういった方向で弾力的な運用ができないかということを引き続き議論していきたいというのが1点です。

もう一つ、これは訪問系のサービスでよく指摘をされる話ですけれども、地方ですと、例えば一軒一軒訪問するのに移動距離がかかって、そうすると、事業所として1日当たりにこなせる件数が限定されます。そのような中で、利用者の方の当日の体調によっては、今日は訪問をキャンセルさせていただきたいなこともあると聞きます。そうすると、今の事業者に対する報酬の支払い方が、実際にサービスを行った者に対して評価をするという出来高払いの仕組みになっていまして、そもそも1日当たりにこなせる件数が限定される中で、そのうちの1件がキャンセルされると経営に与える影響は非常に大きい、経営の見通しが立てにくいという指摘が現場から様々ございます。

こういった点を踏まえて、報酬の支払い方について月額定額制みたいな包括的な支払いもできるよということに制度的に考えてはどうかということで、さらに議論を深めていきたいと考えております。

以上2点です。

引き続きまして、大橋委員から御指摘がありました指導・監査のところ、介護にとどまらず社会保障の他の分野との連携というお話がございました。

一つありますのは障害福祉の分野がございまして。ある法人が介護保険の指定を受けて、高齢者に対する介護サービスを提供する事業所を運営するのと併せて、障害者総合支援法の障害福祉を提供するサービス事業所も経営しているというケースがございまして。一つの事業所が両方の指定を受けていることもございまして。

法律が違うのでそれぞれに基づく指導・監査というのはあるわけですが、別々に指導・監査に來られると受け手側の事業者にとっても負担が大きいという話がありますし、先ほど御指摘がありましたように、実際に指導・監査を行う側の人の確保という面もありますので、両方の観点から、今、介護と障害分野で効率的にできるところはやっていこうという話を我々老健局と障害保健福祉部のほうでも、少しずつですが議論していますので、今の御指摘も踏まえてさらに議論を進めていきたいと思っております。

以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

土山委員、お願いします。

○土山委員 御報告ありがとうございます。

とりわけ中山間地と大都市、それから、そうではない一般的な都市ということで差があり、介護という政策分野の具体的な状況がよく分かるお話でございました。

また、その中で、専門人材が不足しているということ、それから、先ほどお話にもありましたように、要介護認定の判定に対して非常に時間がかかっている。私もお伺いしてい

るところでは、法的には30日で行うところが40日近くかかっていると伺っています。また、自治体間の差も非常に大きくて、20日ぐらいであるところもあれば、その3倍や4倍かかるような自治体もあると伺っています。

そのように考えますと、要介護認定のボリュームは、例えば広域化したとしてもボリュームそのものは変わらないので、それに関わる人材をどれぐらい、現有の人の配置、県や広域を単位とした現有の人のやりくりで何とかするという以上に、ボリューム自体を増やさないと追いつかないという状況なのではないかと思っています。

そういう場合でいうと、例えば都道府県レベル、大都市で見たときにも、そうした介護を認定する方の専門人材が足りないという状況で、今、単純に広域化してうまく配置をすれば、その格差が埋まるというところではないと思います。そういう意味ではプラットフォームで行うということは、介護の専門人材の具体的なボリュームの確保が今より進むということが前提になっているかと思っています。

そういうところでは今の専門人材の確保ということ圏域で考えても、都道府県さんもそこに責任を持たれるということになると、都道府県さん自身もすごく大きなチャレンジが行われると思いますし、都道府県単位でもなかなか難しいところがあると思います。そうすると、さらに広域となるのかもしれませんが、異動や配置のことを考えると、なかなかそれ以上の広域化も難しいのかなと思いついておりました。

同時に、共同設置で行われたときには。

○山本委員長 すみません、質問の内容を端的に言っていただきたいです。

○土山委員 申し訳ございません。そうした不足する介護人材のボリュームの確保が可能になるということを前提にされておられるという理解でよろしいでしょうか。国交省のお話も、専門人材のボリューム自体を膨らまさない、域内での再配置では難しいというお話だったのではないかなと伺っているのですが、そういう理解でよろしかったでしょうかというところでございます。失礼しました。

○山本委員長 それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 横田です。私は双方にお伺いします。問題意識は、広域となってくると都道府県の負担が非常に増えてくると考えておられて、県で賄いきれるのかというところが質問の趣旨になります。

厚労省さんには圏域での検討を2方向、3分類、大都市、中山間地、一般の市町村分けて考え県がある程度マネージしてくという話と、あと、介護は市町村だけれども、県が医療と担当が混在するなか双方圏域でやっていくと複雑化しているとのこと。

お伺いしたいのは、我々が議論している中で、県がどこまで見られるのか、県によっては指定都市や中核市の大都市もある中で、棲み分けや連携をどうしていくのか、あるいは県境をどうしていくのか。かなり複雑な中で県だけでマネージできるのかできないのか。そういった複雑な点を含めて地域医療構想もなかなか進まない理由の一つではないかというところでの質問の趣旨となります。

国交省さんには3点ほどお伺いします。私は専門人材の総量確保は県単位でも無理になってくるのではないかと考えています。厚労省さんは業務の再設計も考えて、専門人材の負担を減らすため、分散、タスクシェアも視野に入れていると感じました。、専門人材が現場でしかできないこと、デジタルでできること、遠隔でできることなど、業務の再設計を検討しているのであれば、どこで誰が検討なさるのかというところを伺いたいのが1点目です。

2点目が、下水道事業団が人材のプールを持っているというのが面白いと思ったのですが、ほかの分野でもそういう下水道事業団のように専門人材をプールできるような機関、要は県を超えた機関があるのでしょうかというのが2点目です。

3点目は、群マネはまだモデル事業だと理解をしております。モデルから、見えてきた課題、本当に足並みがそろっていますかという質問でございます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 お話をありがとうございました。

お話を伺いながら、土山先生、横田先生もおっしゃっていた人材が不足しているところに関して根本的な手当をやっていくことも重要だったことと、広域化で解決する問題とそうではない問題が混ざっているのではないかなと思いつつお話を伺っていました。

まず、国交省に1点ございまして、26ページのほうで地方整備局による直轄診断・修繕代行というのがあり、国の出先が対応していくことが面白いと思ったのです。そもそもインフラがまだ何万件も予防のほうに移行できていないという話を聞いて、小さな子供がいるような立場ですとこのこと自体がとても怖いなど正直思ってしまう。こういった国の出先等々で直していくことに集中的してリソースを投入しインフラのメンテナンスを進めていくというようなことというのは、取りうる政策としてあり得るのかというのが気になったので、それをお伺いさせていただければと思います。

厚労省のほうは幾つかありまして、1つ目は大橋先生が質問された指導の話です。これは広域でやったほうがいいと私も思っています。これがさほど現状進んでないというのは興味深く、市町村の立場からすると、運営指導の実施回数が少ないのはやりづらく、専門性の向上の観点からも広域で集まって実施するほうがありがたいと思っているのではないかと思います。それにもかかわらず進んでない理由をお伺いしたいのが1点目です。

2点目は介護情報基盤の関係です。ここの部分がこのようになっていくといいなというのはすごく分かるのですが、日本の例を伺っていても諸外国を見ても、事業者のオンライン化に対する適応に関して、よその国でも日本でも苦労していると思います。例えばLIFEなどでも導入するために非常にコストをかけていて、オンライン化に対応していくのに事業者のほうがついていけない。そのせいで、もともとサービス提供だけでも

大変なのに加算をとるためのLIFEの導入で業務がかなり圧迫されていて、それでまた辞める人も出て事業所の倒産が出たりというような課題が出ているように思います。この辺りをもう少しうまく進めていくところに関して何か考えてらっしゃることがあるのかというのが2点目です。

3点目が、19ページのところで、65歳到達時の交付から要介護認定申請時等の交付を認定申請時に変更するという話についてです。これは受給者の立場、高齢者の立場からすると、申請のためのコストが上がるのではないかと思います。介護サービスにアクセスしようという最初のハードルがすごく上がってしまうかなと思うのですが、これは本当にやるのですかというのが3点目です。

4点目はちょっと大きな話になるのですが、例えば、介護と医療の供給の単位が二次医療圏と市町村で違う、介護人材の不足に対して介護報酬等をもっと上げていく、根本的に介護保険の保険者を担えないところは部分的に広域化してみる、もしくは二次医療圏の単位に合わせるぐらいの広域化をしてそろえて連携するといったことや、介護と障害者について、諸外国だとソーシャルケアでひとまとめになっているところが多いと思うのですが、制度上統合する、介護報酬の在り方を根本的に変えていくなど広域化以上の根本的な対処みたいなものは将来的に可能なのか。そういうことも視野に入れて考えていらっしゃるのか。

伺っていると、介護保険の中の現状はなるべく維持しつつ、小規模な修正で徐々に良くしていこうとされていると思うのですが、自治制度もしくは地方制度を大きく変えることで何か対応できそうなことがありそうなのかということも併せてお伺いできればと思いました。

最後はざっくりとした質問で申し訳ないのですが、よろしくをお願いします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、厚労省さんのほうからと思いますけれども、さらに御質問のある方はお手を挙げていただけますか。時間のこともありますので個々の御質問について全てお答えいただくと時間がなくなってしまうので、特に個々の問題についての御質問については要約した後で出していただいて、それで書面でお答えいただいて、次回の調査会においてそれを披露するという形で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

荒見委員の御質問の最後の点はかなり大きな話で、地方制度に対して何を望むのかという話で、これはお答えいただくと大変ありがたいのですが、それ以前の厚労省さんに対する個々の御質問については後日まとめてお答えをいただければと思います。

それでは、お願いいたします。

○江口総務課長 どれに対して答えればよろしいでしょうか。

○山本委員長 広域連携があまり進まない理由と、特に地方制度に対してこういうことがあるといいのではないかと望んでいらっしゃるものが何かあればという趣旨かと思います。

○江口総務課長 荒見委員からの御質問の最初の点は、指導・監査の広域的な取組につい

てのお話だったと思いますけれども、自治体の職員にとって保険者として担当している業務の中に指導・監査業務というのがあって、必ずやらなくてはいけない業務のほうを優先する中で、指導・監査業務もやらなくてはいけない話ではあるのですけれども、例えば定期的に現地に行って確認するような業務は、どうしても優先順位として低くなるような話はあるのではないかと思います。

例えば指導・監査についても個別に不正請求の告発のような話があれば、それは至急対応しなくてはいけない話なので、それは対応するというに当然なるのですけれども、そうではなくて、全ての事業者に定期的に指導を行うような業務というのは全体の業務の中で後回しになりがちと言う話と、あとは広域的な対応ができる枠組みはあって実際に工夫しているところもあるわけですが、なかなかそれが広がっていけない、そういう広域的な対応という認識自体を持ってもらっていないところがあるのではないかと、これは想像の範囲も含めてですが考えております。

それから、最後の点についてはなかなかお答えしにくいところもあるのですけれども、介護保険制度の保険者としての運営は、サービスをどのように提供していくのか、併せて、それを賄うための財源をどうしていくのかをセットで考える必要があります。こういった点で考えたときに、財政の単位だけ広くするみたいな話がうまくいくのかどうか、というところが一つあると思っています。保険者として地域の中で介護サービスをどうやってニーズに応じて提供していくのかという話と、それを賄うための保険料をどのように設定するのかというのは裏腹の関係ですので、そこは一体的に議論する仕組みが基本的に必要だと考えています。

○山本委員長 それでは、国交省さん、お願いします。

○森下公共事業企画調整課長 まず、全体的な話を私のほうから、専門人材の不足に対してどう対応していくのかということと、そもそもそれをどう確保していくのかというお話で、特に我々の土木分野については非常に厳しい状況にあります。それは役所だけではなくて民間サイドもそうでして、人材獲得に非常に苦労しているということで、特に公務員については技術系公務員の不足に対してどう対応していくかということを大きな課題として全体的に認識いただいておりますので、それはまた別途大きな議論はされていると思いますが、我々は現状としてリクルートを頑張っているというのが、それぞれの状況だと思います。

専門人材の確保を頑張りつつも足りない中でどうしているかという横田先生からの御意見は、民間の力を活用するのが一つの今の方向性で、群マネでの課題の一つでもあるのですが、民間側に公務の仕事の一部もできるだけやっていただく包括的な民間委託ですとか、性能規定化をしていくとか、例えば草刈りをするにしても何回やってくださいではなくて、これが見えなくなったら駄目なので、道路の視界が見えなくならないように草を刈ってくださいとか、そういうできるだけ技術的な専門性のない状態でも仕事ができるような民間サイドに移行していくというのを一つの大きな解決策として捉えていまして、群マネでも

まとまって発注するのですけれども、発注した仕事もまとめるし、民間サイドにさらに大きな官側の仕事もやってもらうという方向性で進んでいるのが今は多いです。

ただ、そうなってくると、色々今までやってきた小さな一件一件の発注ではなくなってくるので様々な課題も見えてきていまして、業務を発注する際の課題というのが群マネでの一つの大きな検討課題になっています。

もう一つ、群マネを進めるためには、意欲的な中心になって調整をしていただく人がどうしても必要で、今成功しているのはそういう方がいらっしゃる場所なので、汗をかいて協議をしてまとめていくという非常に大変な仕事をやる人が中心にいないと、制度的に整っているわけではないので工夫しながらやっているというのが実情です。そういった人材を先ほどのアドバイザーとして束にしてほかの自治体に教えてもらうとか、そんな取組を考えている状況でございます。

課題を一部だけ御紹介いたしました。あとは下水道事業団の話ではないですか。

○岩川上下水道企画課長 幾つか御質問いただいた点にお答え申し上げます。

まず、県で対応しきれぬのかという御指摘がございました。今回頂いた制度改革に関する提言は、県でも公共下水道を管理できるようにするものであり、制度上はそのような位置づけになりますが、県が全ての公共下水道を引き取って実際に管理する事例はそれほど多くないと想定しており、実際は一部事務組合を市町村と設立し、そこで事務を実施されるケースが多くなると考えております。その中で、全体の規模を広げて人材をプールし、ある程度専門性を維持していくような形態が構築されるのではないかと考えております。

下水道事業団も同じような役割を担っており、管理まで行うものではありませんが、主に建設の段階で関与しています。下水道事業団自身も自治体を含めた様々な出向職員によって構成されておりますので、実務を通じて技術力をつけて自治体に持って帰っていただくことも含め、人材プール機関としての役割を担っております。

他分野については、今後検討されていくものと認識しております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

荒見委員が26ページの道路のメンテナンスを少し御質問されたので。

○西川国道・技術課長 個別の話ですけれども、26ページにありますように、直轄診断の話でございまして、これは同じ26ページの左下にありますように、我々は地方整備局のほうに道路メンテナンスセンターを6地域に順次設置してきてございます高度なものについては相談に応じながら、ものによっては直轄診断をして、修繕まで代行するような仕組みを今つくっているところでございます。

高度なところまでいかないところについては、左上にあります道路メンテナンス会議というところで、常日頃、国と県と市町村が顔を合わせるような場をつくってございますので、そこで様々な技術相談を受けるなどのサポート体制をとっています。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岩崎委員から、残念ながらあまり時間がございませんので、端的に御質問をいただければと思います。お願いします。

○岩崎委員 岩崎です。質問が重複しますので、先ほどお答えいただいたこともあるかと思ひます。

まず、厚労省様ですけれども、都道府県が主体になるというところで、指定都市等の役割について伺います。2点目はデジタル化を促進させることが今後必須であることがよく分かりましたが、システム分野を担当されるその職員の方が果たしてどれほど自治体のほうにおられるかというところ、例えばデジタル系に関しては、「ひとり情シス問題」が課題になってまいりましたけれども、恐らくこういった関連の人材も必要になってくるのではないかと考えています。

3点目、制度と少し離れますのでコメントですけれども、介護人材の不足はこれまでずっと言われ続けてまいりましたが、恐らく将来的に考えますと、介護ロボットがこういった普及してくるだろうと考えています。参考までにAPECで進めている「スマートシルバークイノベーション」プロジェクトでの海外の一例として中国の現状を申し上げますと、スマート養老というモデルの中で介護のロボットが自立的に介護している仕組みが普及し始めているというところではあります。

今の厚労省様の方は経産省と一緒に、昨年だったと思ひますけれども、介護ロボットの新しい制度ですとか枠組みを更新されたかと思ひます。将来的に制度と離れますが、介護保険ですとか、介護ロボットの利用ですとか、そういったところも含めて少し幅広い視点で御検討いただければ、それが将来的に国際戦略、成長戦略の一環にもなるかと思ひますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○山本委員長 第2点のデジタル人材の現状というところについて特に御質問ということによろしいですか。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員 私も端的にお伺ひします。厚生労働省さんのほうですが、基本的な方向は私も賛成で、是非進めてほしいと思ひます。今日の話でいきますと、結局、医療と介護の連携も考えてきますので、結果的には色々調整とか会議がまた増えてきそうなイメージもありまして、一番ベースになっている今の保険者運営の単位には基本的にあまり手をつけず、より保険者運営自体を広域的なところに持っていくですとか、この単位自体をさらに広域化したものを設定するですとか、こういうようなところには今回は踏み込まないのか。そこら辺のところをお聞かせいただきたいのが一つです。

それから、国土交通省さんのほうは、私も仕事をしていきますと、群マネで県も市町村も国も一緒になって色々考えていくというのは地方も含めて非常に期待の厚いところだと思ひます。そうした中で、今日のお話の中で言いますと、広域化が一番劇的にといひますか、過渡期ではありますが、香川県の事例は比較的広域化効果が見えやすい事例だと思ひ

います。

ただ一方で、それこそ、今日ですと事業統合なのか経営統合なのかという話もありますが、最近物価も上がってきていて、単独のままでどんどん引き上げていかないと各浄水場などは更新していけないというときに、事業統合までちらつくと、さらに消極的な団体が消極的になりがちになっていく可能性もあって、この部分、実際に事業を進めていくに当たって事業統合なのか経営統合なのか、そこに関して方針を示されているのかどうか。今後の持っていく方をどう考えておられるかというのをお聞きしたいのが1点です。

それから、道路のほうに関しましては、今日もどのぐらい道路のトンネル、橋梁、大型附属物があるかを示されていますが、同時に道路の供用をされているところの交通量を測ると、圧倒的に高速道路ですとか、国道ですとか、そのところの量が多くて、市町村部分は延長が多いのですけれども、交通量から見るとそんなにたくさんないという状況になっていると思います。

維持・管理も大分今後システム化が進んできていることを考えると、国に過度な負担にはならない範囲で、うまくシステム化することによって国が維持・管理していくようなところ、ないしはそれを踏まえて県が維持・管理していくようなところ、それを各団体が過度な負担にならないように再調整していくことも場合によっては可能ではないかなという気もするのですが、その辺り、群マネを進めている今の経過の中でどんな感触を持たれているかというのをお聞きしたいです。

もう一つが下水道事業団、大きい市にも下水道部隊がありますけれども、事業団のような形で別にやると、一時的な事業については色々援助しやすいような体制になっていると思います。この事業団を活用していくに当たってどんな課題があるのか、そのところを聞かせていただけたらと思います。

以上です。

○山本委員長 あと、牧原委員、どうぞ。

○牧原委員 牧原です。私の質問は端的に、今日御提案のプロジェクトを今後どのように進めていかれる予定なのかということです。国土交通省のほうがインフラの更新とか比較的色々なものが見えるので先に御質問します。

今の辻先生の質問と重なるのですが、群マネをこのまま5年、10年、20年続けていけばいいというお考えなのか、それとも手直しをされるのか。あるいは、これは個々の事業についてもそうなのですが、技術者の不足は今後の人口減で、今日御提案のものであと何年ぐらいやれると考えているのか、あるいは将来これをどのように更新していかななくてはならないと思っておられるのかということです。

厚生労働者さんのほうは、バックキャスティングも2040年を見据えて既に色々対応されている。介護保険制度の見直しに関する意見を今後どのように進行管理を進めて、今日御提案のものであと5年ぐらいはいくのか、あるいはどんどんこれを更新していかれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、厚生労働省さんからお願いします。

○江口総務課長 ありがとうございます。

まず、岩崎委員の御質問のデジタル人材の関係です。1点確認ですけれども、御質問の趣旨は、デジタル人材は自治体と介護現場、どちらのほうのイメージの御質問でしょうか、両方ですか。自治体ということで申し上げますと、それぞれの自治体の介護担当部局ごとにデジタルの専門性がある人材を確保するのはなかなか難しいと思いますので、それは自治体ごとにデジタル担当がありますので、その支援を受けながら介護担当部局がやっていくということかなと思っています。

介護情報基盤の話以外にも、今、デジタル庁を中心に自治体システムの標準化を進めています、これは10分野で進めていますけれども、そのうちの一つの分野が介護保険なのですが、これは当然介護保険担当のところだけでできる話ではないので、自治体のデジタル部局と相談しながらやっていっているという話です。

もう一つ、介護現場のほうは、人材確保の観点で生産性向上の取組は待ったなしだと思っています。今テクノロジーの導入を我々としても積極的に進めておまして、デジタル導入のための費用補助はやってきているのですが、現場から言われるのは、なかなかこれを現場に定着させるのが難しいので、費用面・投資面での補助だけではなくて、これを現場に定着させるための支援を併せてやってほしいということです。現場からの切実な声として聞いておりますので、今、我々のほうでも投資に対する補助をする際には、それを定着させるための伴走支援みたいなこともセットでやっていくという方向性で考えています。

次に、辻委員から御質問のありました保険者運営そのものをどう考えるかという話です。御議論としては色々あるのは承知していますけれども、今回の介護保険の制度改正に当たっては、市町村が保険者運営をするということを前提に、一方で、小規模自治体だとなかなか対応が難しい面もあるので、そこは都道府県が少し役割を担っていただく、サポートしていただくという方向で考えられないか。先ほど何人かの方から御質問がありましたけれども、そういった都道府県の役割を強化していく中で、都道府県の対応が十分にできるかどうかという話がありますので、それは当然国として新たに対応を求める都道府県に対するサポートみたいなことは、今までやってなかった部分も含めて考えていく、技術的なサポートも含めてやっていく必要があるかなと考えております。

最後に牧原委員からございました2040年を見据えた対応の中で、今回審議会で意見書がまとまって、これをどのように進めていくのかという話です。令和9年度から次の介護保険の事業計画がスタートしますので、それに向けて今回の審議会の意見書を踏まえて、法律改正が必要なものについてはこの国会に提出を予定している法案の中に盛り込んで対応して、それが令和9年度からスタートできるようにということで具体的に考えていきたいと思っています。

もう一つは、3年ごとの計画ではあるのですが、今回、その計画をつくる際には足下の

3年間だけではなくて、2040年を見据えて中長期的な需要推計とか、そういったことも分析した上でやってくださいと、それを厚労省としてもサポートしていきますということも打ち出しています。そういった形で、3年計画ではあるのですがけれども、3年間だけではなくて、2040年を見据えながらの3年間、こういった形で進めていければと考えております。

以上です。

○山本委員長 では、国交省さん、お願いします。

○森下公共事業企画調整課長 森下公共事業企画調整課長 まず、私のほうから、群マネ全般の進め方のお話を牧原先生からいただきまして、まさに3年前に提言として出て、我々はモデル事業として11地域、40自治体の選定、モデル事業を進めてきて、課題を今洗い出したような段階なので、先ほど申しました契約関係の課題やインセンティブの必要性、財政的な支援ができないかなど色々な課題が浮き彫りになってきましたので、まずはそれをクリアできるような方法がないかということで、先行事例のような群マネの事例を増やしていきたいというのが今の立ち位置でございます。抜本的な行政機構の話は我々もできないので、今の仕組みの中でどうできるのかというのが中心にはなります。

ただ一方で、先ほど紹介しました道路法の改正による連携協力道路制度のようないわゆる群マネをやるときの大きな法律上の課題になっている公物管理法のそういったところは、先行している分野がそれを見越して群マネに向けた改正も色々始まっていますので、当面は現状の制度で課題になっているところを一つ一つクリアしていこうかなというのが現状でございます。

あと、各分野で御質問いただいたところを。

○岩川上下水道企画課長 辻委員から御指摘いただきました事業統合なのか経営の一体化なのかという点について、必ずしもどちらか一方に限定するわけではないですが、香川県のように丁寧に調整を重ね、事業統合まで実現できれば理想です。ただし、会計も料金も一緒にする場合は、そこに至るまでの調整が必要となり、現状が大きく異なる自治体が存在する場合は、調整の負担が生じます。そのため、今日御紹介させていただいた資料では、まずは事業運営の一体化として、経営の一体化から着手することを位置づけております。

また、事業団の課題について御質問をいただきました。事業団は自治体における全体の事業量を平準化する役割を果たしていますが、事業団自身を見た場合に比較的事业量が多い時期と相対的に少ない時期がございます。今は相対的に事業量が多い局面にあり、事業量が多いと受注しきれないケースが生じるなどの課題がございます。

直近の課題といたしましては、「水の官民連携」（ウォーターPPP）を導入する自治体が増えており、建設代行だけでなく民間の事業者が運営する事業の管理・監督を支援してほしい、あるいは、発注に至るまでのマネジメント的な支援をしてほしいといったニーズが増えてきておりますので、こうした新たな対応が必要になってきていると認識しております。

○西川国道・技術課長 続きまして道路関係でございます。辻先生のおっしゃるとおりで

ございまして、市町村が管理する橋梁の数は多いですけれども、交通量が少ない箇所もございまして。そういうことを踏まえまして25ページでございましてけれども、道路メンテナンス事業補助制度でも、対象事業として集約化に伴う撤去も対象にしてございまして。ただ、集約・撤去を進めても一定の数が残ります。それについて国と県の関与についての御指摘がございました。

これは先ほどのお話の繰り返しになりますけれども、26ページにありますように、高度な技術が必要なものについては直轄診断・修繕代行という制度を設けて、それ以外の一般的なものについては道路メンテナンス会議等でしっかり情報共有、技術相談に応じるというようなことをやりつつ、県の関与につきましましてはメンテナンス会議のメンバーでもあり、28ページの最後の連携協力道路制度の中で、群マネでのイメージの右側、小さくて読みにくいですが、これは都道府県と市町村間の連携協力道路制度を活用して、県がしっかりと市町村を支援していくような枠組みも誘導していくようなことを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

非常に有益な報告をいただき、また、非常に要領よくお答えいただきましたが、私の進行の不手際で必ずしも全ての御質問に対してお答えいただけていないということもございまして。本日の御質問でさらにお答えをいただけていない部分について、それから、この場で時間の関係で、本当は質問したかったのだけれども、質問ができなかったということもあるかと思っておりますので、事務局のほうにそれを寄せていただければと思います。大変申し訳ございませんが、厚労省さんと国交省さんには、それについてまた書面でお答えいただくということでもよろしいでしょうか。また直接伺うというような機会もひょっとするとあるかもしれませんけれども、その際はどうかよろしく願いいたします。

それでは、関係省庁への意見聴取はここまでとさせていただきます。

厚生労働省、国土交通省の皆様におかれましては御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、時間が遅れてしまって高橋先生には大変申し訳ございません。高橋滋法政大学教授からの意見聴取に移りたいと思います。15分を目安に御説明をいただき、その後、その内容に対しまして15分程度、質疑応答・意見交換を行いたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○高橋教授 法政大学の高橋でございます。本日は、ヒアリングの機会を与えていただきどうもありがとうございます。

私は、1998年、第1次地方分権の最終盤から地方分権の仕事に関与させていただき、それから大体30年になりました。現在、市川会長のもとで地方分権有識者会議の座長代理を務めさせていただいております。自己紹介については「自治」の文章が参考資料についておりますので、それを御覧いただければありがたいと思っておりますし、さらに最近2冊の

単著を出しましたので、御興味のある方は是非これをお読みいただければありがたいと思います。

その上で、本日、役割分担について話をせよとのことでございます。2ページをご覧ください。役割分担のような大きな話をするにはマクロの視点が必要です。ここで申し上げたいことは、第1次分権の作業を支えた社会的な背景には、1960年以降の高度成長期、その後の社会発展というのがあって、その基盤の上で第1次分権の作業が出来上がったということでございます。

1933年に第1次分権の作業が始まったわけでございますが、それ以降に大きな社会変化があった。その結果として、現在、色々な議論がされていることは皆様の御承知のとおりだと思います。

3ページ、その中でスマートシュリンクという話も出てきております。ただ、短期的なものではなくて、行きつく先、2050年、60年の未来を見据えた役割分担を考える場合には、マクロの視点からの考察が必要になっていくと思う次第です。

ただ、注意していただきたいと私が思っていることは、未来予測に関しては各種の変数がある、今日の議論にも出てきたわけでございますが、例えば「SaaSの死」のように技術革新は活発でございます。したがって、例えば、ルーティン作業についてはほとんど機械に代用されて、その分の資源を住民に身近なところに投入できる可能性が広がっている。さらに言うと、現実の労働、介護の福祉の現場についても人型ロボットが導入されることで自治体職員の負担が大きく軽減される可能性も出てきているという話です。さらに言えば、地域社会においても二拠点生活者のようなものが登場し、地域の自治の在り方も大きく変わる可能性があるということが説かれています。

4ページ、逆に言うと、都市部にあってもマンション問題とか、介護の問題とか、新しい問題も出てきておりますし、さらに言うと国全体がそもそも縮小している地域・社会では、国の出先機関、さらには都道府県についても人材を確保することに困難が生ずる。そういう中で、現状を前提にするのではなくて、将来的な方向性ができているわけですが、微調整ということを考えながら、10年単位ぐらいで大きな作業を進めていく視点が重要なのではないかと思っている次第です。そういった意味で、作業を進めていく上で、私は役割分担については量から質への転換という形で、これから30年を見通す作業をしていく必要があると思っています。

5ページ、大きく役割分担というと、第1次地方分権で定められた地方自治法1条の2に規定があります。ただ、この条文をよく読み直してみますと、量の問題については実は絶対値については中立的で、広くととってもそれは質の問題としてこの規定がつくられているのではないかと考える次第です。

そういった意味で、私自身の反省も含めているわけですが、6ページ、第1次地方分権以降の作業を振り返りますと、量の拡大にとらわれていた気がしている。先ほど申しましたように、高度成長期で第1次地方分権を成り立たせた社会的な背景というのが大きく

我々の意識を規定していて、量を拡大するということにもっばら目が行った傾向があったと自身で反省しています。

そういった意味で、前回の専門調査会でも、7～8ページに第1次地方分権以降の量の拡大についての御紹介がありました。6ページに戻っていただきますが、それ以外についても私は気がついたところと言えば、事務処理特例の制度が第1次地方分権でつくられたわけですが、国のほうで条例をつくって、これは合意が前提ですけれども、市町村のほうに大規模に事務を移していった。その中で、地方公共団体の中で事務負担というのが大きく出てきたという話が出てきた。さらには経由事務がありますが、国の資格について、例えば本来は国の資格の手続きでございますので国自身がやるべきものなのですけれども、形式要件を審査するのは地方公共団体にやらせて、さらに実体要件が外れているときには行政指導もその場でしてくださいという事務が現在問題になっていて、これは分権提案でも問題になっているわけです。

そこで、国の負担軽減の問題から自治体をお願いするのが適切であり、自治体のほうでも住民に来ていただくということで、住民との接点ができるということで受け取ってきたという点で見逃されてきたという側面があったということになります。

9ページ、今の経由事務に典型的でございますが、本来は国が主導的役割を果たすべきものであるが、住民との接点があるということを経由理由にして、地方が実施すべき事務が量の拡大という観点から見過ごされてきたのではないかと考えている次第です。例えば機関委任事務を振り分けるときに、国の直接執行事務については限定的にするという話もございました。さらには国の対応の遅れから、本来は国が基準等を定めなければいけなかったものに対して、食品衛生法上の一般管理については平成30年改定で国の事務になりましたけれども、その前までは地方公共団体が一般衛生管理については条例で定めなければいけなかった経緯がございました。その他にも同様に地方公共団体の事務として残っていたという問題があると思います。

そういった意味で、量の拡大にもっばら重きを置いていた反面、10ページ、質の観点からの見直しは十分に進まなかったのではないかと反省があります。第2次地方分権以降、国の法令の基準を自治体の条例に委任するということがありましたが、その中でも国の政省令で従うべき基準を策定することが許容されており、自治体の条例を拘束するというものとして多くの基準が、特に福祉施設等において、策定されてきました。これが、地方から大きな問題として提起がされている現状があります。

11ページ、さらに法定計画の問題があります。法律を根拠として地方公共団体に計画をつくらせ、計画どおりに事務をやらせる。この法定計画が平成26年以降目立って増えてきている。かつそれが減らない現状があるということになります。

ただ、これには社会的な背景も私はあると思っております、10ページに戻らせていただきますが、第1次地方分権の前は上意下達の意味決定システムが機能していて、例えば国の言うことは一斉に国が県の部長を集めてやってくださいと伝える、県の部長は地方

に帰って市の課長を集めてやってくださいと言う。上意下達で国の方針が徹底していたわけですが、地方分権の仕組みになりまして、国と地方の協力・協働という関係になったわけです。そこで連携システムが必ずしも十分に機能していなかったことから、調査して実情を把握するし、さらに言うと、法定計画の手段をもって国の方針どおりに事務遂行してください、と地方に強要せざるを得なかったという背景があります。

そこで、適切に機能する協議・連携のシステムをつくり上げることを実現できなかったところに我々の反省点が生じます。

このように、量の拡大を重視して質のほうにうまく軸足を置けなかったことから、今日の社会で分権化された社会を維持・発展させていくためには、量から質への転換が必要な時期に来ているのではないかと考えています。

そして、このような転換を図る上では、先ほど申しあげましたように、ステップバイステップで2060年を見通して10年単位で微調整をしながら徐々に望ましい方向に誘導していく、実現していく方向が重要なのだらうと考えています。

そういった意味では、歴史的経緯に規定された事務範囲や社会変化・技術革新の観点から見直すことが必要な事務も含めて、単に縮小社会への対処としてのみならず、役割分担原則の再解釈の視点から骨太に見直すことが極めて適当なのではないかという点が本日強調されて頂くこととなります。

その際の視点のキーワードはスライドに書いてあるもの、先ほどのご議論でも出てきたような様々なキーワードに準拠しながら、13ページ、私の見分した範囲でも様々なところで見直す余地はあるのではないかと考えている次第です。

その際、ステップバイステップで10年単位できちんと見直していくということも重要ですが、さらに言うと、ボトムアップの見直しも重要なのだらうと思います。

まず、全国一律の改革は真に必要な限度にとどめた上で、国レベルの行政資源と各都道府県・市町村の実情に応じて、地域の住民に依拠しながら自主的に資源配分を調整する、その場合には共同化も含まれるわけですが、見直した上で究極的には部分的撤退の決断を実行するというようなシステムづくりが重要だと思っているということです。

さらには今日の議論をお聞きしていて、地域圏の実情に応じた事務の配分、再調整であるとか、共同化を促すであるとか、さらに事務や委託の移管について地域のニーズを反映させるというような形で事務の再配分を進めることも重要であると思った次第です。

ただ、注意していただきたいのは、移管側、それから、委託側に最小限のリソースをきちんと維持しなければいけないという観点はしないといけないだらう、その場合には共同組織にリソースを残すということも十分あり得るのではないかと考えています。

もう一つ、15ページにもありますが、繰り返して申しあげましたが、機械的な量の縮減ではなくて質の向上の確保は極めて重要である。事務の組換えを通じながら、先ほども厚労省のご説明に関する議論にありましたが、都道府県・市町村が自らの判断で行政資源を重点的に投入することを可能にするような視点が極めて重要だらうと考えています。

したがって、地域の実情に応じて自主性を発揮することが可能になるように、義務付けや枠付けの廃止縮減を推進すべきである。縮小する地域での施設・サービスの資格基準の参酌基準化や標準化が極めて求められていると強く思っております。

さらに言うと、地方の事務の見直しに際しては、現場・地域の実情を踏まえた作業が必要です。厚労省や国交省の方を前にしてこういうことを申し上げるのは憚られるわけですが、国の担当部局は割と現場からの距離が遠い立ち位置にあります。将来的には国においても地方での人材確保の課題が生ずる可能性があることから、現場・地域の実情を踏まえた形での改革は重要なのだということを申し上げたいし、さらには地方における新たな担い手との協働を考えるべきでしょう。

その際に、16ページ、民間に丸投げというのは危惧があるわけでありまして、民間のリソースに依拠する場合には、行政のどこかに民間による事務遂行をグリップできるリソースがちゃんと確保されていることが極めて重要であります。

この点、建築確認事務の民間開放が進んでいますが、既に8割以上が実は指定確認検査機関、つまり民間のほうに事務が移っているという現状があります。そして、分権提案に基づいて、行政が持っている国・公共団体の事務の建物建築確認のほうも全部民間に移すことになると、民間の指定確認機関が適切に事務を遂行していることについて行政がコントロールできなくなるおそれがある。そういった意味では、どこかに民間の事務・事業をコントロールできるリソースを持っておく視点も重要だと考えている次第でございます。

さらに言うと、見直しに際しては、トップダウン、硬直的・機械的な検討ではなくて、地域の現場を踏まえた作業が必要である。これも厚労省や国交省の方を前にして申し訳ないのですけれども、私どもが分権提案を進めるときに、1年単位の作業でございますので、フォローアップ案件が出てくるのです。フォローアップ案件については主に省庁の審議会に検討をお願いするわけですが、検討結果が出てくると、大体私どもの期待していた方向に沿った形には出てこないことが多々ございます。

それなぜかという、省庁の審議会だと、事務局と有識者と、地方公共団体が入らない場合も多いのですが、地方公共団体が入っても、国、指定都市、市町村で大体3つから各1団体ずつ出てくるという話なのです。そうすると、各1団体ずつ標準的な組織が出てくるわけです。したがって、本当に困っている団体の実情は反映されない形で検討が進んでいくという状況がある。そういった意味では、多様な深刻な状況が反映されないで対応が遅れがちになるということがままあったということです。

さらに省庁の議論の中では、トップダウン型の改革が唱えられる傾向が強いと思っております。私もよく知っている方々は大体大都市圏の大学の先生であり、そのような先生方は霞が関の人とおつき合いがあるのであるのですけれども、では、本当に地方の隅々まで回って行政の実情を把握されているか。そういった意味で、地方の実情に合わない改革がされる可能性があるということです。そういうことを踏まえて地方の現場を踏まえた形で、省庁で改革の方向性を検討していただくシステムづくりが重要だと考えております。

17ページ、先ほど申しましたように、60年を見通して10年単位でフレキシブル柔軟な改革をしていただきたいと私は申し上げました。私は規制改革推進会議でデジタル化の仕事にも携わりました。アジャイルという言葉がはやっているのですけれども、私は民間ならアジャイルな改革で良いのですが、行政の場合にアジャイルはなじむのかは疑問があります。民間において設計を失敗した事務は提供されるのですけれども、それは市場の中で淘汰されます。ところが、行政は独占事務ですから、一旦失敗しますと、国民からそっぽを向かれて作業がとまるという現状があります。そういう意味でアジャイルとってどんどん進めることについては、民間と違って、10年単位で丁寧に検討していかないと、国民の望む改革は進まないということを、ここで強調しておきたいと思います。

最後に、府省・地方・民間等の改革に対してはボトムアップ型、地方ニーズ・フィードバック型の改革を進める必要があるということであります。先ほど申しましたが、機能する協議システムを使いながら、同時に民間ニーズを吸い上げる必要がある。例えば、民間の方も入っていただくこともありえましょう。ただし、その際、意見が違う場合については意見対立・紛争を調停する仕組みもつくっておかないと物事が進まないことがございますので、そこは制度的な措置をする必要あるのではないかと考えている次第です。

19ページ、役割分担の見直しについては、人、組織、財源を含めた本格的な作業が必要になる。例えば先ほど下水道事業団の話がございました。全国レベルの協同組織の資源を活用する意味ではオールジャパンの体制が必要になると思っています。さらに言うと人口密度低下地域における地域領土保全に必要な事務の負担については、これまで以上にきちんと財源的な措置を執る必要があるだろうと思っています。

そういった意味で、このような大規模な、役割分担の見直しという観点からの作業を進める上では、これまで私どもは個別の分権提案を踏まえながら個別的にミクロな形で対応する形で進めてきました。これが大きな改革にもつながったこともあると自負しておりますが、今日的には、地域の実情を踏まえた分野別の横断的な見直しがされるルートを政府のどこかにつくっていただくのが、大規模な役割分担の見直しにとっては必須な課題になっているのではないかと思う次第でございます。

最後でございます。地方制度調査会におかれましては、2040年、2050年、2060年を見通しまして、さらに言うと、社会変化に柔軟に対応できるような枠組みづくりを目指した骨太な議論をしていただいて結論をお出しただけようお願いしたいと思っております。

以上、ヒアリングの機会を与えていただきましてありがとうございました。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問・御意見等をお願いしたいと思いますが、大変申し訳ございません、私の不手際で10分まで少し延ばさせていただきたく、高橋先生、大丈夫ですか。御予定のある方はもちろん途中で退席していただいて結構ですので、よろしく申し上げます。

それでは、大屋委員、どうぞ。

○大屋委員 慶應義塾の大屋でございます。御説明、大変ありがとうございました。

特に17ページで先生が示しておられる観点がございまして、経済産業省さんでやっているアジャイルガバナンスは私も1枚かんでいたのが大変耳が痛いところではあったのですが、ただ、御指摘は基本的にそのとおりだと思います。私も民間事業だからって原子力発電所の運転をアジャイルでやられてたまるかと言ったことがありまして、こういう視点で、要するにどこでアジャイルは有効でそうではないのかという視点はきちんと持たないといけないと思うところです。

その一方で、民間か行政かということが本質的な対立ではないと私は思っています、行政がやっていることであっても、例えば観光情報提供サイトのユーザーインターフェースなどというのは、きっちり計画してつくるものでもないわけで、アジャイルに改革していても全然構わないだろう。ポイントは回復可能性の問題と、どのような法益がそこにかかっているのか、例えば生命法益だったらアジャイルにやるとまずいのであって、行政にはそういったところで重要な法益がかかり、回復不能なものが多いので気をつけろというところがメッセージなのだと思うのですけれども、そのように理解してよろしいですかという趣旨のお尋ねでございます。

○山本委員長 若干いただいてから、少しまとめてと思います。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 大変勉強になるお話をありがとうございました。2点ございます。

1つ目が、先生のお話の中で量から質への転換ということが出たのですけれども、先生が考えていらっしゃる質は何でしょうか、具体的には、行政学ですと量と質という、ざっくり事務量が量で質は自主性という分け方になっているかと思います。今日のお話の中で、質という話にも色々な話、リソースの問題などが色々含まれたので、先生が考えていらっしゃる質というのは改めて何かということと、量と質は区切れるのものなのかというところをお伺いできればと思います。これが1点目です。

2点目が、18ページにある押し付けでない連携調整について、私も先生のおっしゃっていたフィードバック型は大事だと思っているところですが、押し付けでない連携調整とはどう考えていけばいいのだろうと難しく、例えば広域連携を国の側が促進していくということも、自治体の側から見たら、ある側面では促進していくということ自体が押し付けではあると思うのですここで書かれているのは、押し付けでない連携を自発的にどんどん進めていくというようなことだと思うのですけれども、押し付けでない連携調整を進めていくためには、どういったことが必要だとお考えかをお伺いできればと思います。

以上です。

○山本委員長 それでは、林委員、お願いします。

○林委員 林でございます。大変勉強になる御報告をありがとうございました。

荒見先生が今ほとんど言われてしまったので同じことなのですけれども、役割分担原則

の再解釈ということをおっしゃっていて、お話を伺っていると幾つか異なるものが入っているように理解いたしましたので、それが正しいかということをお伺いしたいのです。つまり、まず、地方でできることは地方で、国でしかできないことは国でという役割分担原則があったとして、それを今までは事務量の問題として地方がなるべく多くの事務をこれまでよりも担うべきだと考えてきたけれども、むしろ軽減する、つまり効率化や広域化によって、地方自治体の負担を軽減することが実質的に自由の余地を広げることにつながる、ということが一つお話としてあったかなと思ったかと思えます。

もう一つ、そういう実体的な事務の配分と並んで、国と地方が様々な協議の場などを通じてお互いに関与する際の手続という側面が挙げられていたように思います。、10年ごとに見直すというお話がありましたけれども、手続として国の意向だけではない地域との間の協議をどのようにより対等な形でやっていくかという2つ目の点が入ってきて、これが一つ、「地方自治の本旨」などに関する従来の捉え方と比べて新しいということかどうなのかということです。これは具体的にどういうことを考えておられるのかということをお教えいただきたいです。つまり10年ごとに見直す、10年とは限らなくても、立法によって制度をいじっていく際に、そういう意見を反映させる場が必要だというお話なのか、それとも、日常的な枠内における行政において連携の場所ということを考えておられるのか、具体的な場面というのをどのように考えておられるか教えていただきたいということです。

以上です。

○山本委員長 土山委員、お願いします。

○土山委員 1つ目は、私も荒見委員がおっしゃられたように、量とは何か、質とは何かと思いながら伺っていたのです。ただ、私自身はむしろ地方自治法1条の2に書いてある国と地方の第1次地方分権改革で示された原則にある意味で立ち戻って、その前提の上で適切と思われる量と質の峻別によって、地方自治体における事務の縮減を図ろうというお話なのかなと思って大変心強く伺っておりました。

とりわけその基準であるとか、経由事務であるとか、そうした本来一律で、ある意味でナショナルミニマムとして責任を持って行われるようなものは、もともと国の事務ですよ。それを受けて、15ページに書かれておりますように、都道府県や市町村が自らの判断で行政資源を重点的に投入する、つまり自分たちで自分たちの課題として、自分たちの地域個性に合わせて、住民に対して政府として施策を行わなければならないところを優先的にやれるようにしようというのが質ということなのかなと思っておりました。それはまさしくその第1次分権改革で提起されたことなのではないか。

ただ、15ページなどの御指摘にもありますように、第1次分権改革のところでも、上意下達で、そこで残っていた色々なものをもう一度現在の文脈で再設定しようということだと思ひまして、(高橋教授が資料で表現されている)「再解釈」というよりもこんにちにちに合わせて、そうした地方分権の本来の原則をより具体的に現状の中で再度設定し

ましようということかと。「再解釈」というと考え方を改めてという印象になるのですが、そうではなく、むしろ地方分権の原則に立ち戻ってその考え方をより現状の中で実現することが量と質のお話に関わるころの含意なのかなと思いました。

あと、例えば先ほど現場の専門人材がいなくて困っているという厚労省と国交省のお話を伺いましたけれども、例えば介護の認定から見ると、住民から見ると、住民や基礎自治体から見ると違う景色が見えていて、例えばその改革によって介護認定にかかる日数は減るのかとか、そうした水や下水道の管理のところ、より地域の実情や地域がこれまで取り組んできた管路更新にプラスになる形での連携ができるのか。

○山本委員長 御意見をいただくのはまたの機会を設けます。御質問としては、今までの役割分担原則の再解釈と言われる点について、再解釈というよりは、現実に合わせて実現することと考えているけれども、高橋先生のお考えとの関係はどうなのかということでしょうか。

○土山委員 それに加えて、量と質の関係のことについても、もう申し上げませんが、量と質と私なりに理解しながら読んでいたのですが、ほかの方からも御質問がありましたが、その理解でよろしいですかということです。

○山本委員長 質ということで、どういうことをお考えなのかということですよね。

○土山委員 量というのは経由事務であるとか基準であるとか、そうした地方自治法1条の2に書いてあるようなことであって、15ページに書いてあることが具体的な質ということでいらっしゃるよね、と。

○山本委員長 いずれにしても、その点について高橋先生のお考えを伺いたいということです。

○土山委員 はい、申し訳ありませんでした。

○山本委員長 それでは、申し訳ございませんがお願いします。

○高橋教授 まず、15分ということなので、かなり端折ったところがあります。申し訳ありません。

○山本委員長 本来は高橋先生の御著作を全て読んで咀嚼してからということになるかと思いますが、申し訳ありません。

○高橋教授 土山先生のお考えには私と近いところがあります。再解釈という言葉については、今の状況に合わせて役割分担というものが、今の日本社会においてどういうことが求められているかということをもう1回立ち返って考えてみましょうという意味でございます。そのときに1次分権からの作業を見直してみて、自分自身の反省もあるのですが、量のほうに随分目が行ってた。かつ、質のほうも頑張ったのだけれども、質の部分についてはなかなか突破できなかった現状がある。

では、現在、量の拡大ということも、多分、組換えの中で量を増やすこともあり得るのではないかと思うのですが、そこはありつつも、量の拡大だけを何か考えるのではなくて、広く住民に身近な事務を担うという、分権化されたシステムにおける地方公共団

体の役割にふさわしい、今の世の中にふさわしい行政の在り方をつくっていきましようといふところに、地方分権の今日的な在り方があるのではないか、国のガバナンスシステムの在り方があるのではないか、と、思っている次第です。

その場合、住民の身近な事務を担う地方公共団体の在り方という点でいうと、一つは、今御指摘いただきましたけれども、地方公共団体の自主的な判断で地域住民の中に入り込めるようなリソースを自治体が持てるような状況にしましようといふことがあります。それはデジタル化とか、ロボットの導入とか、色々なところで、削減可能な部分がある。その部分についてはそれをリソース全体の縮減に充てるのではなくて、地域住民の中に入り込むためのリソースに回せるような状況にしましようといふのが一つです。

そして、そういう状況をつくるには、国が義務付け・枠付けで縛るという状況ではないようにしましようといふ話だし、さらに言うと、同じ地域に国と都道府県と市町村が責任を持っているわけですから、何も話し合いをしませんといふのではなく、また、お互いに何をやっているか関知しませんといふのではなくて、丁寧に協議をしますといふシステムをつくる必要があると思っています。

ただ、その協議の仕方が、私は関与していなかったのですが、過去の合併のような形、西尾会長は合併についてやり方を反省すべきだったといふ話をされていますけれども、ああいうやり方ではなくて、お互いの状況を尽くしながら、対立したときには第三者機関なども置きながら、そこで平場で透明公正な形で協議をしていく。適切な事務分担の在り方もその中で話し合う。そういう制度的な仕組みをつくり上げるのが重要なのではないかと、思っている次第です。

アジャイルは指摘のとおりです。ただ、行政の事務はアジャイルになじまないものが多いのです。行政の事務でも民間と同様な形で進めて良い事務もあると思えますけれども、多くの行政事務は多分アジャイルはそんなにはなじまない事務なのだと思っています。

○山本委員長 あと、押し付けでない連携調整といふのは、具体的にどういふことを考えているか、これは地制調のジレンマでもあるのです。

それから、林委員からは、役割分担の特に手続についてどのように考えるのか。これは19ページのところで個別の提案を受け止める仕組みとともに地域の実情を踏まえたルートを設けるといふ、具体的にはこの辺をどのようにイメージされているのか、そういうことでよろしいですか。

○高橋教授 これからは、個人の話とさせていただきます。私は分権改革有識者会議の座長代理だから言っているといふ話ではなくて、一研究者として話をしていると受け止めて頂けますならば幸いです。

○山本委員長 今日は一研究者としての高橋先生をお呼びしていますので、そのようなことで。

○高橋教授 では、私の個人の考え方を好きに申し上げます。私としては協議すること自体に義務付けがあってもいいのではないかと思います。協議はやる。国、地方公共団体は

同じ地域を担っているのだから協議をしろという義務付けがある。ただ、そのときの運営ルールは確立していただいて、かつ、運営の中で対立した場合については、紛争解決システムを置いておく。これは押し付けでないだろう。もっとも、そこには拒否の自由もあるだろうと思っています。各種主体の拒否の自由は前提にした上で、そういうシステムをつくるというのはあり得るのではないか。

ただ、そのときには市町村計画の同意付き協議に関して議論が生じましたが、お互いに自らの地域構想を前提にしてすり合わせる努力義務はあるという点を前提として協議が進むシステムであるという形になると思いました。

○山本委員長 ありがとうございます。

面白くなってきたところで時間が過ぎてしまいました。これは私の不手際で大変申し訳ございませんでした。

それではお時間がまいりましたので、本日はここまでとさせていただきますと存じます。高橋教授におかれましては御多用のところ、御出席をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、次回は関係省庁及び地方公共団体からヒアリングを行いたいと思います。日程につきましては追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。